

大銀協フォーラム規程

○ 名 称

大銀協フォーラム

○ 目 的

大阪の金融経済の発展に資することを目的に、次の活動を行う。

1. 金融経済学者の研究活動支援
2. 学界と銀行界の交流
3. 学者間の相互交流

*特に若手の学者間及び銀行実務家との交流に重点を置いている点が特徴。

○ 会 員

1. 日本金融学会、日本ファイナンス学会、証券経済学会に所属する、大阪をはじめ主に関西所在大学の准教授、講師、助手で入会を希望する方
2. 大阪をはじめ主に関西所在大学の准教授、講師、助手及び大学院生で、大銀協フォーラム会員の推薦を受け入会を希望する方
なお、教授に昇格された場合も引続き会員資格あり。
3. その他金融調査委員会で妥当と認める方

○ 退 会

本人による申出のほか、次に該当する場合は、大銀協フォーラムを退会したものとする。

1. 2年以上、大銀協フォーラム事務局からの連絡がつかない方
2. 退職または民間企業等への就職により、会員資格から外れた方

○ 事業内容

1. 研究支援
 - (1) 国内外未発表の銀行・金融に関する研究（論文作成を含む）に対する表彰と助成金の支給
 - ①優秀賞 最も優秀なレベルの企画に対し、原稿料として優秀賞を贈る。
(ア)件数は1件
(イ)助成金は単独研究、共同研究ともに1件50万円
(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収前)
 - ②特別賞 優秀賞に準ずるレベルの企画がある場合、原稿料として特別賞を贈ることができる。
(ア)件数は3件以内
(イ)助成金は単独研究、共同研究ともに1件につき15万円
(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収前)
 - ③奨励賞 表彰に値する企画がある場合、奨励賞を贈ることができる。
(ア)件数は定めない。
(イ)助成金は交付しない。
 - (2) 定められた期間内に論文の提出を受け、これを会員、社員銀行、特別会員、会員所属大学、公的図書館等に配布する。
2. 講演会の開催等
 - (1) 参加者
 - ①会員及び社員銀行、特別会員、銀行系シンクタンクの役職員
 - ②その他金融調査委員会で妥当と認める者
 - (2) 講師
 - ①銀行側講演会 銀行、銀行系シンクタンクの役職員
 - ②先生側講演会 大銀協フォーラムの会員等

○ 主催者及び事務局

1. 主催者：大阪銀行協会
2. 事務局：大阪銀行協会調査部

○ 会 費

入会費、年会費等は不要

○ 設置時期

1996年3月

以 上

(備考) 2003年 7月 3日 制定
2014年 6月 18日 改定
2023年 2月 1日 改定